

# 65歳以上の人の保険料の額は

## 7月下旬に通知します

問 高齢介護課介護保険係 ☎(95)9889

| 段階区分  | 対象   | 保険料率            | 保険料月額<br>(基準額×保険料率) |
|-------|--|-----------------|---------------------|
| 第1段階  | 市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人、生活保護受給の人、市町村民税非課税世帯で公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 | 0.40<br>(※0.20) | 1,944円<br>(※972円)   |
| 第2段階  | 市町村民税非課税世帯で前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以上120万円以下の人                      | 0.65<br>(※0.40) | 3,159円<br>(※1,944円) |
| 第3段階  | 市町村民税非課税世帯で第1または第2段階に該当しない人  | 0.70<br>(※0.65) | 3,402円<br>(※3,159円) |
| 第4段階  | 市町村民税本人非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人                             | 0.85            | 4,131円              |
| 第5段階  | 市町村民税本人非課税で第4段階に該当しない人   | 1.00            | 4,860円<br>[基準値]     |
| 第6段階  | 市町村民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の人   | 1.20            | 5,832円              |
| 第7段階  | 市町村民税本人課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人                                      | 1.30            | 6,318円              |
| 第8段階  | 市町村民税本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人                                      | 1.50            | 7,290円              |
| 第9段階  | 市町村民税本人課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人                                      | 1.70            | 8,262円              |
| 第10段階 | 市町村民税本人課税で合計所得金額が400万円以上700万円未満の人                                      | 1.80            | 8,748円              |
| 第11段階 | 市町村民税本人課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人                                    | 1.90            | 9,234円              |
| 第12段階 | 市町村民税本人課税で合計所得金額が1,000万円以上の人   | 2.00            | 9,720円              |

※公費投入により、令和2年度は（ ）内の数値に軽減します。

### 保険料は大切な財源です

介護保険は、高齢者の暮らしを社会みんなで支える仕組みです。介護サービスの提供に必要な費用は、全体の23%を65歳以上の人の保険料とし、残りは40歳から64歳までの人の保険料や税金などの公費で賄なっています。1人ひとりの保険料が介護の負担を支えています。

### 保険料は7月下旬に通知します

65歳以上の人は保険料を市に納めます。令和2年度の保険料額は、市町村民税の額が確定したあと、7月に決定します。決定後に納める保険料額は、7月下旬に送付する介護保険料納入通知書でお知らせします。

### 65歳以上で市町村民税非課税世帯の人の保険料を軽減します

消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、公費によって、65歳以上で市町村民税非課税世帯（保険料所得段階第1～3段階）の人の保険料を軽減します。

### 保険料の決め方

65歳以上の人の保険料の額は、毎年4月1日現在（年度の途中で資格を取得した場合は資格取得日）の世帯状況で所得に応じて12段階に分かれます。年度の途中で資格を取得または喪失した人は、月割りで計算します。

### 保険料の納め方

保険料の納付時期は、4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回です。年金の額や種類によって納め方が異なります。

が異なります。

●65歳以上で、年金が年額18万円以上の人（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が対象）  
年金から天引きされます。年度の途中で資格を取得した人は、取得後約8か月後から天引きされます。

●右記以外の人  
□座振替または納付書により納めます。

### 保険料を納めない

年金や不動産、預貯金などの財産を差し押さえます。また、介護保険サービス利用時に厳しい措置がとられます。

### 1年間滞納した場合

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担することになります。

### 1年6か月間滞納した場合

市から払い戻されるはずの給付費の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。

### 2年間以上滞納した場合

介護保険料の未納期間に応じて、利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

### 徴収猶予と減免

災害や新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少などの特別な事情や生活困窮による保険料の徴収猶予または減免の制度があります。詳しくは、高齢介護課へご相談ください。